

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 9 月 1 日

DCMホールディングス株式会社
株式会社エンチャー

2025 年 9 月 1 日

株式交換に係る事後開示書面

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
DCMホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 石黒 靖規

静岡県富士市中央町二丁目 12 番 12 号
株式会社エンチャー
代表取締役社長 遠藤 秀男

DCMホールディングス株式会社（以下「DCMホールディングス」といいます。）及び株式会社エンチャー（以下「エンチャー」といい、DCMホールディングスとエンチャーを総称して「両社」といいます。）は、2025 年 5 月 9 日付で両社間にて締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、DCMホールディングスを株式交換完全親会社とし、エンチャーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2025 年 9 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行ったエンチャーの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
エンチャーは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 8 日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である DCMホールディングスの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったエンチャーの株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

DCMホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

DCMホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 8 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるエンチャーの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、DCMホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により DCMホールディングスに移転したエンチャーの普通株式の数は、本株式交換により DCMホールディングスがエンチャーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のエンチャーの発行済普通株式の総数である 6,837,768 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) DCMホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を DCMホールディングスに通知した DCMホールディングスの株主はおりませんでした。

- (2) エンチャーは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ています。

- (3) エンチャーの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2025 年 8 月 28 日付で上場廃止となりました。

- (4) エンチャーは、2025 年 8 月 26 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準

時において所有していた自己株式 19,729 株の全てを消却いたしました。

- (5) DCMホールディングスは、本株式交換により、基準時のエンチャーの株主（ただし、前記（4）に記載のエンチャーの自己株式の消却後の株主をいいます。）に対して、その所有するエンチャーの普通株式 1 株につき DCMホールディングスの普通株式 0.85 株の割合をもって、DCMホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。なお、DCMホールディングスが割当交付した DCMホールディングスの普通株式の合計は、5,812,102 株です。
- (6) 本株式交換に伴い増加する DCMホールディングスの資本金及び準備金は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、DCMホールディングスが別途定めるものとします。

以上